

## 社会福祉法人美生会理事長報酬等規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美生会（以下「法人」という。）の理事長の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規定でいう施設とは、特別養護老人ホームヴィラージュ川崎、地域密着型特別養護老人ホームヴィラージュ虹ヶ丘及びよろこび久末をいう。

### (理事長の業務報酬等)

第3条 理事長が理事会、評議員選任・解任委員会、監事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

|          | 報酬（日額）  | 費用弁償（日額） |
|----------|---------|----------|
| 理事長業務報酬等 | 30,000円 | 5,000円   |

### (理事長の出張報酬等)

第4条 理事長が、法人及び施設の運営のため出張する場合は、次により報酬、旅費等を支給することができる。

|          | 報酬（日額）  | 旅費及び宿泊費（日額） |
|----------|---------|-------------|
| 理事長出張報酬等 | 30,000円 | 実 費         |

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### 附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 社会福祉法人美生会 費用弁償及び退職金の支給額の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人美生会の評議員、役員及び諸委員会の委員（以下「評議員、役員等」という。）の費用弁償及び退職金並びに出張旅費に関する規程（以下「規程」という。）第3条、第4条及び第5条に規定する費用弁償、退職金及び出張旅費の支給額について定めるものとする。

(費用弁償としての支給額)

第2条 評議員、役員等が会議に出席したときは、費用弁償として、次に掲げる額を支給する。ただし、職員には支給しない。

|                 | 支給額    |
|-----------------|--------|
| 評議員及び役員         | 5,000円 |
| 評議員選任・解任委員会の委員  | 5,000円 |
| 入退居判定委員会の第三者委員  | 3,000円 |
| 苦情解決第三者委員       | 3,000円 |
| 地域密着型運営推進会議の構成員 | 3,000円 |

(退職金)

第3条 役員の退職金の支給額は、次に掲げるとおりとする。

| 期間     | 支給基準額     |
|--------|-----------|
|        | 役員（理事・監事） |
| 1期（2年） | 40,000円   |

(出張旅費)

第4条 規程第4条第2項で規定する旅費は、その実費を支給する。

附 則

- 1 この支給基準は、平成29年1月17日から施行する。
- 2 社会福祉法人美生会の評議員、役員等の費用弁償及び退職金に関する支給額の基準は廃止する。